



弁護団だより



# みんなして



**No.49** 発行 2016年2月  
「生業を返せ、地域を返せ！」  
福島原発事故被害弁護団  
TEL : 03-3379-6770

## 【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
1月29日 関西電力、高浜原発再稼働	1月20日 福島民友・福島民報意見広告掲載
2月12日 丸川環境相、除染基準値年間線量1 mSV「何の根拠もない」発言撤回	1月20日 損対協構成団体申し入れ（福島） ～21日
2月16日 福島県、事故対応経費等をADR申し立て	1月26日 第16回期日（福島地裁）
2月18日 京都地裁、東電に対して自主避難者へ初の賠償命令	2月04日 弁護団会議（東京）
	2月12日 原告団・弁護団合同会議（福島）
	2月13日 原発被害者訴訟原告団全国連絡会結成（東京）

## 浜通りの検証実施が決定し、中通りも検証実施の見込みとなりました

### ～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第16回期日の報告～

#### 1. 想田和弘さんを迎えて

1月26日、第16回期日が、福島地方裁判所において開かれました。この日は、国と東電から新たな書面が提出されました。

国の書面は、裁判所が実施に前向きな検証について、実施の必要性も相当性もないとし、仮に実施するにしても、浜通りと中通りを一日で周って実施すべきだとするものです（検証申出に対する意見書）。

東電の書面は、検証について、放射線量や地域の現状については行政情報や報道などの資料で十分であり、原告本人尋問も行っているのだから、実施の必要性や相当性はないとするもの（検証申出に対する意見書）、原告側が求めている津波試算に関する資料を提出すべき必要性も合理性もないとするものです（文書送付嘱託申立に関する意見書）。

私たちからは、国と東電の検証に対する意見について、裁判所自ら現地を訪れ直接被害実態に触



れることが重要であるとして、検証実施の必要性について反論したもの（意見書）、東電の津波試算に関する資料の提出について、裁判所が審理対象を明言しているにもかかわらず審理に必要ないということが議論の蒸し返しにすぎないなどと反論したもの（文書送付嘱

託申出書の補充書)などの書面を提出しました。



期日当日は、雪が少ない今シーズンとはいえ、寒い一日となりましたが、本年最初の期日ということもあって、あぶくま法律事務所前には300名ほどの方に集まっていたいただきました。朝のテレビ番組を終えて駆け付けた堀潤さんや、映画『大地を受け継ぐ』を撮った井上淳一監督、原発事故被害救済千葉県弁護団の弁護士、東電の記者会見に最も参加しているおしどりの二人、かもがわ出版編集長の松竹伸幸さんが参加されたほか、傍聴席に入りきれなかった方々向けの講演会

では、『熱狂なきファシズム』の著者で映画作家の想田和弘さんが、「安倍政権とどうたたかうか」と題して講演され、こちらも大好評でした。

## 2. 二回目の原告本人尋問

この日は、前回に続いて原告本人尋問が行われ、6名の方が法廷に立ちました。お子さんとともに避難したお母さんの立場から健康被害や地元での生活・人間関係などについての苦悩や葛藤が語られたほか、国と東電による一方的な線引きに対する異議と福島県外での被害実態、避難先と避難元との二重生活に伴う苦労や苦痛、稲作などが行えない生産者の怒り、地域の伝統行事が失われていく無念さなど、事故直後の様子や被害の実態、事故から五年近く経過した現在の状況、国と東電に対する思いなどについて、それぞれご自身の言葉で語っていただきました。裁判所にも原告の方々の思いはしっかりと伝わったのではないかと思います。それに対して、国や東電の反対尋問は、受領した賠償額がいくらかといったものや自宅から最寄りの線量測定器までの距離を確認したうえで線量の状況を探ねるといったもので、原告の被害を相対化し、代表性を薄め、被害を小さく見せようとすることに徹底したものでした。

## 3. 浜通りの検証が正式決定

もう一つ、今回の期日では、浜通り（浪江町・双葉町・富岡町）での検証が正式に決定されました。実施は3月の予定ですが、福島第一原発事故をめぐる裁判で検証を実施するのは全国で初めて、避難指示区域に裁判所が立ち入るのも初めてのこととなります。期日翌日の新聞各紙には、「生業訴訟で現地検証」（朝日新聞）、「避難区域内で三月現地検証」（福島民友）といった見出しが並びました。

また、裁判所は、福島市など中通りでの検証の実施についても別途期日を設けて実施する意向を示しました。原子力発電所付近にとどまらない被害の実態を明らかにするためにも、浜通りとあわせて中通りでの検証は極めて重要です。

公害訴訟などのたたかひの歴史においては、「裁判官を飛躍させる」という言葉がしばしば語られます。被害実態を余すことなく裁判所に伝えきるため、原告本人尋問も検証も全力でやりぬきましょう。

生業訴訟

福島地裁 3町の被害検証

3月17日に現地調査

(弁護士 馬奈木巖太郎)



## 「原発無くそう！九州玄海訴訟」原告団1万人突破記念集会に参加して

2016年2月6日、「原発無くそう！九州玄海訴訟」の原告団が1万人を突破したことを記念して、福岡市において、記念集会が催されました。生業原告団からは、根本敬さんが集会に参加し、連帯の挨拶を述べました。その内容をご紹介します。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告 根本敬

「原発無くそう！九州玄海訴訟原告団」1万人達成おめでとうございます。「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団4000名を代表してご挨拶申し上げます。

原発事故から、5年が経とうとしています。県外避難者44,090人。県内避難者59,372人。震災直接死1,604人。震災関連死2,008人。地震津波で永らえた命が原発事故によって絶たれています。

福島第一原発は、いまだに収束の見通しさえもたっていません。第一原発2号機の格納容器上部の線量は、72シーベルト。ヒロシマ爆心地の線量は、103シーベルトだったといいます。私たちは、爆発した原子爆弾を抱えて生きています。これから何十年も危険な壊れた原発＝核爆弾との共存を強いられるのです。

昨年、政府は復興加速化に関する5次提言を発表。「2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を前に、希望を持てるまちづくりにオールジャパン体制で取り組むこと。」を提言に盛りこみました。これを受けて、復興指針の改定を閣議決定し次々と福島切り捨て策を進めています。そして、原発再稼働の強行です。



国と東京電力は、福島地方裁判所に係属している「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟において、東京電力は、「20msv以下であれば健康影響は問題ない。何らの権利侵害もない」として来年3月までに帰還困難区域以外の住民は避難指示が解除されます。もう十分に賠償した。早く自立しろという。

私たち農民は、放射線管理区域で農作業を続けています。それを国に問うと、自らの責任で放射線防護措置を取りなさいという。森林の除染は無理だからやらない。なんらの手だても講じようとしなさい。

東京電力は、「仮に裁判で原状回復の除染の義務が認められたとしても、多額の費用がかかり一企業としては負担が重すぎるので、原告の請求は認められない」としています。東京電力の2015年9月中間決算は、3651億円の黒字。中間期としては3年連続の黒字で、経常利益は過去最高だった。と発表。多額の費用がかかるという、賠償打切りをどんどんすすめ、加害者の東電は生き残る。これほどの被害者への侮蔑はありません。

誰もいなくなった土地、立ち並ぶ空き家、畑は野生の森に戻り、人が住むべき家々には野生の動物たちが住んでいた。電気の通っていない電線が何百と放置され、何百キロもの

道はどこにも行き着かない。テレビをつけると日本からのレポート。福島ではまた新たな問題が起きている。私は過去についての本を書いていたのに、それは未来のことだったとは！

これは、昨年ノーベル文学賞を受賞したベラルーシの作家・スベトラナ・アレクシエービッチさんが寄せた「チェルノブイリから福島へ」のメッセージです。

こんな未来を決して、次世代に渡すわけにはいきません。

私たちの合言葉は、「犠牲者では終わらない」。そして、次世代への責任を果たすまでたたかいぬくことです。たたかい続けます。九州玄海原発訴訟原告団1万人は、私たちの希望です。そして、未来への希望です。

## **生業訴訟第17回期日（3月17日）のお知らせ**

2016（平成28）年3月期日は、原発訴訟では全国で初めての検証（裁判官が、現地に出向いて、五官によって認識したことを証拠とする手続）が行われます。3月期日では、浜通り地域（浪江町、双葉町、富岡町）の原告宅等を訪れ、福島原発が引き起こした被害の実態を直接裁判官にその目、耳、鼻で感じてもらいます。

なお、3月期日では、講演会及び報告集会は行われませんのでご注意ください。

## **新人弁護士のご紹介**

### **長谷川啓弁護士（弁護士法人けやき法律事務所）**

はじめまして。このたび弁護団に加わりました、長谷川啓（はせがわひろく）と申します。

私は福島県郡山市の出身です。震災当時は県外の大学に通っていましたが、震災前日に郡山市の実家に帰省して、郡山市で震災を経験しました。震災の翌日から原発事故のニュースが絶え間なく流れ始め、このまま福島にいてもいいのか、福島にはもう住めなくなるのではないかと、という不安が日に日に大きくなっていったのを覚えています。

私は、福島県で生まれ育ち、現在も福島で暮らしていますが、原発事故による被害がどれほどのもので、事故により皆さんがどのような思いをしているのかについてはまだまだ考えが足りないと考えています。弁護団の活動を通じて自分自身が様々なことを考えると同時に、多くの人に原発事故の被害の重大さとその責任について考えてもらえるよう、力を尽くしたいと思います。

よろしく願いいたします。

